

第7回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

平成26年7月30日(水)

1. 小売全面自由化の実施スケジュールについて

○小売全面自由化は平成28年を目途に実施することとしているが、仮に、平成28年4月1日に小売全面自由化を実施することとした場合、以下のようなスケジュールで進められるよう、詳細な制度設計の検討、政省令・審査基準等の整備を進めることとしてはどうか。

平成26年中	・制度設計WGにおける詳細制度設計の議論
平成27年1月～7月	・政省令・審査基準等の整備 ・政省令・審査基準等を踏まえた託送供給等約款の認可申請準備
平成27年7月（施行の9ヶ月前）	・託送供給等約款の認可申請 → 審査開始（※この時点で、実質的に託送料金の上限値が判明） ・特定小売供給約款（経過措置約款）の認可申請（必要に応じて） ・小売電気事業者の事前登録の受付開始
平成27年中（施行の4ヶ月前）	・託送供給等約款・経過措置約款の審査終了 → 認可（※この時点で、託送料金が確定） ・離島供給約款・最終保障供給約款の届出
平成28年1月～ （施行の2ヶ月～3ヶ月前）	・小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など、事前手続の開始
平成28年4月	・小売全面自由化の実施

（参考）第1弾改正電気事業法 附則 抜粋

（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

一 平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

（参考）第2弾改正電気事業法 附則 抜粋

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日（※）から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

※改正電気事業法の公布日：平成26年6月18日

2. 託送供給等約款の認可に当たっての原価洗い替えについて

- 改正電気事業法附則第9条においては、一般電気事業者は小売全面自由化の実施までに、低圧託送料金を含む託送供給等約款の認可申請を行い、経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている。
- 託送供給等約款の認可に当たっては、原価の洗い替えを基本とするものの、直近において原価の洗い替えを伴う供給約款の認可等を受けている一般電気事業者については、一定の配慮を行うことを検討するとされているところ、どのような一般電気事業者に対して、原価の洗い替えを求めることとするべきか。

(参考1)改正電気事業法 附則 抜粋

(託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)

- 第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一～六 (略)
- 3・4 (略)
- 5 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。
- 6 (略)

(参考2)第3回制度設計WG 事務局提出資料4-1より抜粋

- 託送料金に係る規制が抜本的に見直されることから、小売全面自由化の導入(2016年目途)に伴い、電力10社において、託送料金原価の洗い替えを伴う認可を行うことを基本とするが、直近において原価の洗い替えを伴う供給約款の認可等を受けている電力会社については、一定の配慮を行うことも検討すべきではないか。

- 一般電気事業者の料金値上げに伴う原価洗い替えの状況は、以下の通り(平成26年7月現在)。
- 東日本大震災以降、原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けた事業者(類型(1))については、行政として、料金査定を通じて原価の適正性を確認できていることから、平成27年度における事後評価の結果を平成28年度に反映するとともに、平成28年度以降の事後評価の強化・徹底を前提として、原価の洗い替えを求めないこととしてはどうか。
- ※ただし、原価を洗い替えない場合であっても、人件費の配分ルール(営業部門／配電部門の切り分け等)や事業報酬相当額の配分ルール(営業部門／配電部門の切り分け等)等については、託送料金の適正性を確保する観点から今後検討する必要がある。
- 類型(2)及び(3)については、行政として、料金査定を通じては原価の適正性を確認できていないことを踏まえれば、原価の洗い替えを求めることが適当ではないか。

類型	一般電気事業者
(1) 東日本大震災以降、原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けた事業者	○北海道電力(原価算定期間:平成25年度～平成27年度) ○東北電力(原価算定期間:平成25年度～平成27年度) ○東京電力(原価算定期間:平成24年度～平成26年度) ○中部電力(原価算定期間:平成26年度～平成28年度) ○関西電力(原価算定期間:平成25年度～平成27年度) ○四国電力(原価算定期間:平成25年度～平成27年度) ○九州電力(原価算定期間:平成25年度～平成27年度)
(2) 東日本大震災以降、供給約款料金の値下げ届出を行った事業者(上記(1)の事業者を除く)	○現時点では存在せず
(3) 上記(1)及び(2)以外の事業者	○北陸電力、中国電力、沖縄電力

3. 託送供給等約款の事後評価について

- 第3回制度設計ワーキンググループにおいて、託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当とされた。
- その際、事後評価としては、現行のストック管理方式にこだわらず、より厳格な事後評価を実施することが適当であり、具体的な内容については引き続き検討とされていたところ。
- 現在のストック管理方式については、超過利潤累積額が一定の水準^(※)を超えた場合で、超過した事業年度の翌々事業年度開始日までに託送料金の改定の届出がなされない場合には、当該累積額を生じた託送供給約款に対する変更命令が発動される仕組みとなっている。当該方式は平成20年度収支より順次導入されているが、リーマンショックや東日本大震災による需要減の影響等により、現時点まで変更命令を発動した実績はない。
- 他方で、改正電気事業法においても、一般送配電部門の会計整理(会計分離)については、託送等の業務により一般送配電部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視するため、一般送配電部門の託送等の業務に係る収支計算書等を作成し公表することを義務付ける旨が規定されている。
- 以上を踏まえると、より厳格な事後評価を実施する観点から、以下の2つの仕組みを導入してはどうか。
 - ① 現在のストック管理方式は、改正電気事業法の趣旨に合致した仕組みであることから、引き続き存続させる。ただし、変更認可申請命令の発動基準となる「一定の水準^(※)」については、その算定に用いる事業報酬率が重要な要素となるものの、一般送配電部門の事業報酬率のあり方と密接に関わることから、引き続き検討することとしてはどうか。
 - ② 原価そのものの適正性をより直接的に確認する観点から、原価算定期間後には、利益水準に着目したストック管理方式に加え、現在は変更命令の発動基準の対象となっていない「想定原価と実績費用の乖離(原価とのズレ)」を確認することを目的とした仕組みを追加的に導入してはどうか。

※「一定の水準」とは、設備投資インセンティブに配慮して、「送配電部門の固定資産の平均帳簿価額×事業報酬率」により算定。これを上限とするもの。

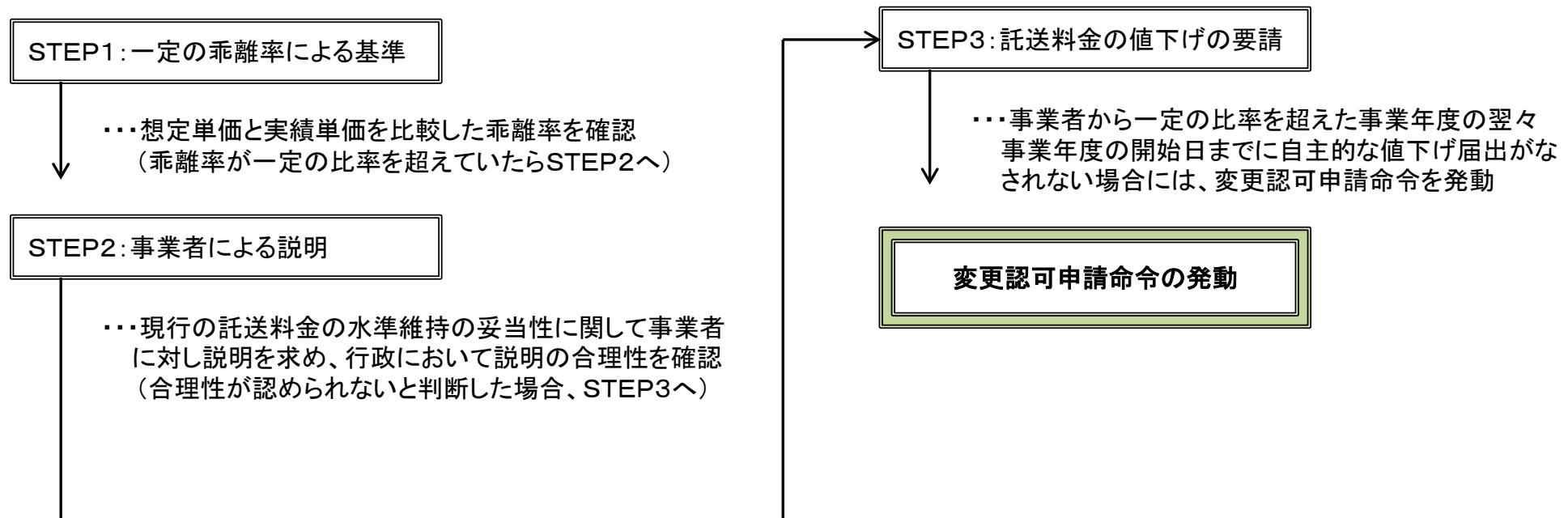
(参考) 第3回制度設計WG事務局提出資料4-1より抜粋

託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当である。

また、事後評価としては、現行のストック管理方式(参考1)にこだわらず、より厳格な事後評価を実施することが適当ではないか。(具体的な内容について引き続き検討)。

- 「想定原価と実績費用の乖離(原価とのズレ)」を確認することを目的とした仕組みについて、具体的には、原価から作られた料金水準が適正性を維持しているかどうかを判断すべきであることから、将来、原価の見直しをした場合に現在の託送料金の値下げが見込まれる蓋然性が高いと判断された場合に、託送供給等約款に係る変更認可申請命令の発動対象としてはどうか。
- 具体的には、想定単価(想定原価／想定需要量)と実績単価(実績費用／実績需要量)[原価算定期間を3年間とした場合は実績単価を直近3か年平均]を比較した乖離率を確認する(STEP1)。乖離率が一定の比率を超えていた場合には、現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認する(STEP2)。行政において事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合には、事業者に対し託送料金の値下げを要請する(STEP3)。事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動する。

【参考】託送供給等約款の事後評価の仕組み(追加部分)



○託送供給等約款に対する変更認可申請命令の発動対象とする「想定単価と実績単価との乖離」における「一定の比率」については、現在の託送収支において、「超過利潤計算書」を作成することとしており、当該計算書の中で「想定原価と実績費用との乖離額」を算定することとなっているため、ここで算定される額を基に計算することとしてはどうか。

○上記の方法で計算した結果、過去の想定単価と実績単価を比較(東京電力の平成24年度収支以外は、原価算定期間を1年間とした本格料金改定前の想定単価と実績単価を比較)した。この結果を踏まえると、過去のデータに制約があることから、平成25年度・平成26年度の実績単価が明らかになる来年(平成27年)8月を目途に結論を得ることとしてはどうか。

(参考)一定の比率が1%下回った場合の低圧託送料金への影響(第3回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料の低圧託送料金水準のイメージより試算)

▲24円/月(最低) ~ ▲30円/月(最高) ※月当たり300kWhで試算

【参考】想定単価と実績単価の乖離率(%)

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
平成24年度	乖離率(単価)	4.78%	-1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%
	【参考】乖離率(費用)	-0.05%	-8.83%	-0.18%	-4.88%	3.93%	-2.82%	-4.27%	-4.05%	-3.28%	-1.43%
平成23年度	乖離率(単価)	2.52%	6.32%	-1.51%	2.50%	0.77%	3.44%	0.77%	3.05%	3.32%	1.60%
	【参考】乖離率(費用)	0.72%	-4.30%	-10.84%	-3.27%	1.39%	0.66%	-3.50%	-0.12%	0.38%	0.41%
平成22年度	乖離率(単価)	1.19%	2.81%	-0.54%	4.94%	0.89%	1.07%	-0.86%	2.00%	0.92%	0.86%
	【参考】乖離率(費用)	-0.25%	1.40%	-1.46%	1.20%	3.77%	1.61%	-1.66%	1.13%	0.44%	0.76%
平成21年度	乖離率(単価)	2.39%	5.82%	3.14%	8.97%	2.10%	5.67%	4.81%	5.39%	7.20%	-0.39%
	【参考】乖離率(費用)	-1.89%	-0.66%	-3.10%	-1.65%	-3.41%	-0.79%	-3.79%	-1.25%	1.39%	-1.03%

(注1) 乖離率(単価) = (実績費用/需要実績) / (想定原価/想定需要) - 1

(注2) 乖離率(費用) = 実績費用 / 想定原価 - 1

乖離額＝想定原価－実績費用

○電気事業託送供給等収支計算規則様式第1第7表(記載注意)8より抜粋

想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

想定原価

- ①電気事業法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額
 - ・託送供給約款変更届出書における送電・高圧配電関連費
 - ・送電・高圧配電関連費に割り当てられる追加費用
 - 一追加事業報酬額、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定(貸方)、電源開発促進税、バックエンド過去分、振替損失調整額、接続検討料相当額・変更賦課金相当額、託送収益、事業者間精算収益
- ②低圧配電費 供給約款変更認可申請(変更届出)書
- ③低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬額、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額

実績費用

「設備別費用明細表」の送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、需要家費用及びその他費用に整理された額並びに送配電部門における事業報酬額、法人税等、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却に整理された額の合計から控除収益等に整理された額を差し引いたもの。

具体的には、以下のとおり。

- ①送電費、②変電費、③配電費、④ネットワーク給電費用、⑤需要家費用、⑥その他の費用(地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定、社内取引費用(負荷変動対応電力取引費用、近接性評価割引額取引費用、アンシラリーサービス取引費用、振替損失調整額取引費用、過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用、地帯間販売電源料取引費用、他社販売電源料取引費用))、⑦事業報酬額、⑧法人税等、⑨株式交付費、⑩株式交付費償却、⑪社債発行費、⑫社債発行費償却、⑬控除収益等(遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、基準接続供給収益(近接性評価割引額)、変動範囲内発電収益、変動範囲外発電収益、その他託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息)、⑭追加事業報酬額、⑮社内取引収益(変動範囲内発電相当額取引収益、変動範囲外発電相当額取引収益、接続検討料相当額取引収益、変更賦課金相当額取引収益、地帯間購入電源費取引収益、他社購入電源費取引収益)、⑯その他の調整額(料金収入比乖離額、費用比乖離額調整額、変動範囲外発電料金取引損益、振替供給に伴う補給電力料金取引収益、法人税補正額)

※記載注意文中の「その他費用」とは、設備別費用明細表上の「その他の費用」を指す。

※期中改定を実施した場合、送配電部門の事業報酬額、追加事業報酬額は、日割按分により算定する。

※期中改定を実施した場合、「想定原価」は改定後の原価とする。

＜平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを伴う託送供給等約款の認可を受けた事業者（北陸、中国、沖縄電力）の場合＞

	◇託送供給等約款の認可（託送原価算定期間：平成28年度～平成30年度） 【1年当たりの平均託送想定原価／1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。
平成28年度	◇小売全面自由化の施行（新しい事後評価制度の開始） ◆ストック管理
平成29年度	◆ストック管理
平成30年度	◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成31年度	◆ストック管理 ◆平成28年度～平成30年度における【平均託送実績費用／平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】 →（①と比較して一定の比率以上下回っている場合）託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】 →（事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合）託送料金の値下げを要請【STEP3】 →（事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合）変更認可申請命令を発動
平成32年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成31年度と同様の事後評価を継続

＜平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合＞

(1) 東京電力の場合(原価算定期間:平成24年度～平成26年度)

	◇供給約款の認可(総原価算定期間:平成24年度～平成26年度)
平成25年度	◆ストック管理
平成26年度	◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成24年度～平成26年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価／1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。 ◆ストック管理
平成28年度	◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始) ◆ストック管理 ◆平成25年度～平成27年度における【平均託送実績費用／平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】 →(①と比較して一定の比率以上上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】 →(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】 →(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動
平成29年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成28年度と同様の事後評価を継続

＜平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合＞

(2) 北海道、東北、関西、四国、九州電力の場合(原価算定期間:平成25年度～平成27年度)

	◇供給約款の認可(原価算定期間:平成25年度～平成27年度)
平成25年度	◆ストック管理
平成26年度	◆ストック管理
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成25年度～平成27年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価／1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。 ◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成28年度	◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始) ◆ストック管理 ◆平成25年度～平成27年度における【平均託送実績費用／平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】 →(①と比較して一定の比率以上上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】 →(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】 →(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動
平成29年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成28年度と同様の事後評価を継続

＜平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合＞

(3) 中部電力の場合(原価算定期間:平成26年度～平成28年度)

	◇供給約款の認可(原価算定期間:平成26年度～平成28年度)
平成26年度	◆ストック管理
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成26年度～平成28年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価／1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする ◆ストック管理
平成28年度	◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始) ◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成29年度	◆ストック管理 ◆平成26年度～平成28年度における【平均託送実績費用／平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】 →(①と比較して一定の比率以上上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】 →(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】 →(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動
平成30年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成29年度と同様の事後評価を継続

4. 経過措置期間中の部門別収支について

1. 一般電気事業者における規制部門から自由化部門への内部補助が行われていないかを確認することを目的として、一般電気事業者は毎年度の会計規則上の損益計算書の費用及び収益を一般電気事業部門別収支計算規則に規定する配分プロセスに則り、①一般需要(規制)部門、②特定規模需要(自由化)部門、③その他部門に区分した部門別収支計算書を作成し、経済産業大臣に提出することとなっている。
2. 部門別収支計算書は、評価の透明性の観点から、「電気料金情報公開ガイドライン」において、行政及び事業者がそれぞれ公開することとされ、更に、事業者は、規制部門の料金設定が適当であることを自主的に説明することとなっている。

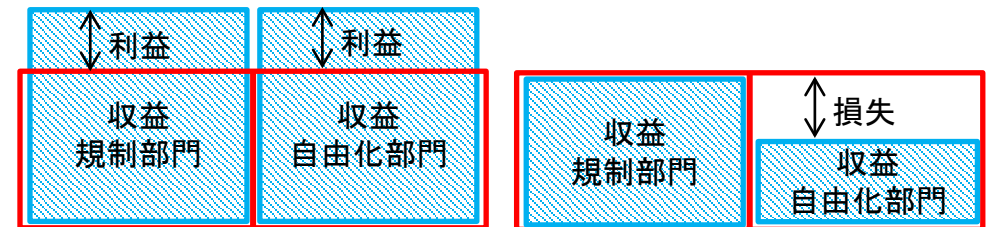
(1) 損益計算書(毎年度の実績＝決算値)

<費用>	<収益>
電気事業営業費用	電気事業営業収益
財務費用	財務収益
附帯事業営業費用	附帯事業営業収益
事業外費用	事業外収益
特別損失	特別利益

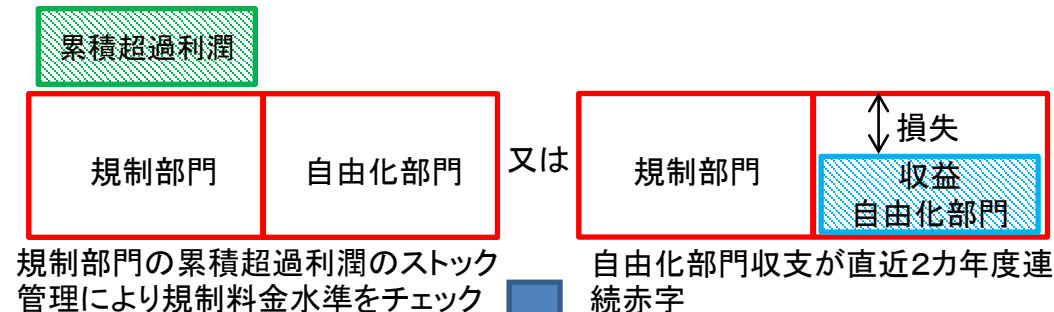
(2) 上記(1)の費用・収益を3部門に配分(一定の仮定＝費目の性質に応じて料金収入比、発受電量比等で配分)

	規制部門 (低圧)	自由化部門 (特高・高圧)	その他部門
電気事業費用			
電気事業外費用			
電気事業収益			
電気事業外収益			

(3) 上記(2)の部門別収支プロセスをもって、自由化部門の費用を規制部門から回収していないかを確認



(4) 原価算定期間終了後の事後評価(規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均が電力10社の過去10カ年度平均を上回る場合)



規制部門料金の変更認可申請命令発動を検討

平成〇〇年度部門別収支計算書

(単位:百万円)

	一般需要部門 ※1 (8)	特定規模需要 部門 ※1 (9)	一般需要・特定 規模需要外部部門 (10)	合計 (11)=(8)+(9)+(10)
電気事業収益 (1)	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
電気事業費用 (2)	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
電気事業外収益 (3)	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×
電気事業外費用 (4)	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×
税引前当期純利益 又は純損失 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	× × × ×	× × × ×	× × × ×	× × × ×
法人税 (6)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期純利益 又は純損失 (7)=(5)-(6)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

原価内の収支

原価外の収支

※1 一般需要部門＝規制部門、特定規模需要部門＝自由化部門

※2 渇水準備引当金……電気事業の収支を間接的に調整すべき費用科目のため一般及び特定規模需要部門へ配分

原子力発電工事償却準備金……料金原価不算入のため需要外部部門へ配分

損益計算書

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電発電費		電力料	
原子力発電発電費		電力料	
内燃機発電発電費		電力料	
新エネルギー発電発電費		電力料	
他社購入電力料		電力料	
他社購入電力料		電力料	
送配電電費		電力料	
配電電費		電力料	
止付設備費		電力料	
一般管線費		電力料	
再エネ特措法納付金		電力料	
電源開発費		電力料	
開発電費		電力料	
電力振替勘定(貸方)		電力料	
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
(何)事業営業費用		(何)事業営業収益	
営業利益(又は営業損失)		営業外収益	
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
支払利息		受取配当金	
株式交付費		受取利息	
株式交付費			
社債発行費			
社債償却費			
事業外費用		事業外収益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益(又は経常損失)			
渇水準備金引当又は取崩し			
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し			
特別損失		特別利益	
税引前当期純利益(又は純損失)			
法人税等			
法人税等			
(何)法人税等調整額			
当期純利益(又は純損失)			

電気事業の収支

 電気事業以外の収支
・原子力発電工事償却準備金※2

渇水準備金※2

経過措置期間中における部門別収支計算の規制については、これまでの規制ルールを基本としつつ、制度変更に応じた見直しを行い、低圧のうち特定小売供給料金を除く需要については自由化部門として費用及び収益を配分する。

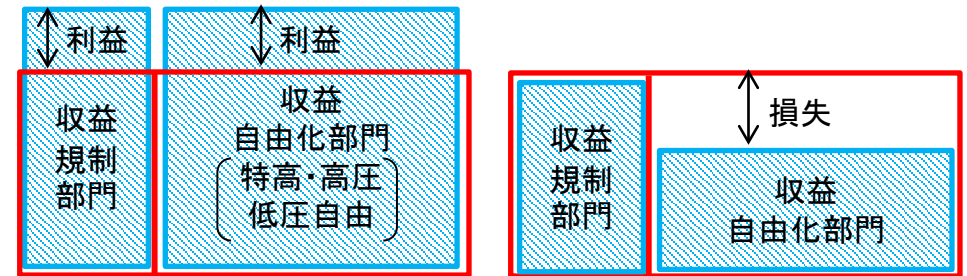
(1) 損益計算書(毎年度の実績＝決算値)

＜費用＞	＜収益＞
電気事業営業費用 財務費用	電気事業営業収益 財務収益
附帯事業営業費用 事業外費用 特別費用	附帯事業営業収益 事業外収益 特別利益

(2) 上記(1)の費用・収益を3部門に配分(一定の仮定＝費目の性質に応じて料金収入比、発受電量比等で配分)

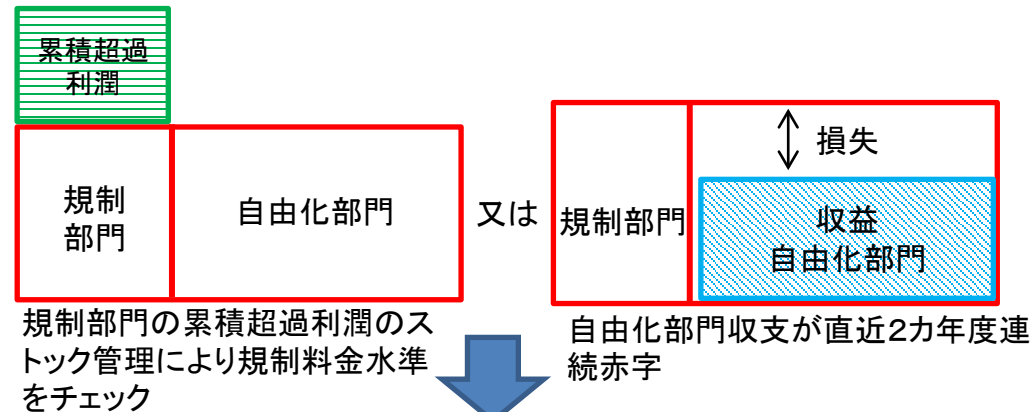
	規制部門 (低圧規制)	自由化部門 (特高・高圧 低圧自由)	その他部門
電気事業費用 電気事業外費用			
電気事業収益 電気事業外収益			

(3) 上記(2)の部門別収支プロセスをもって、自由化部門の費用を規制部門から回収していないかを確認



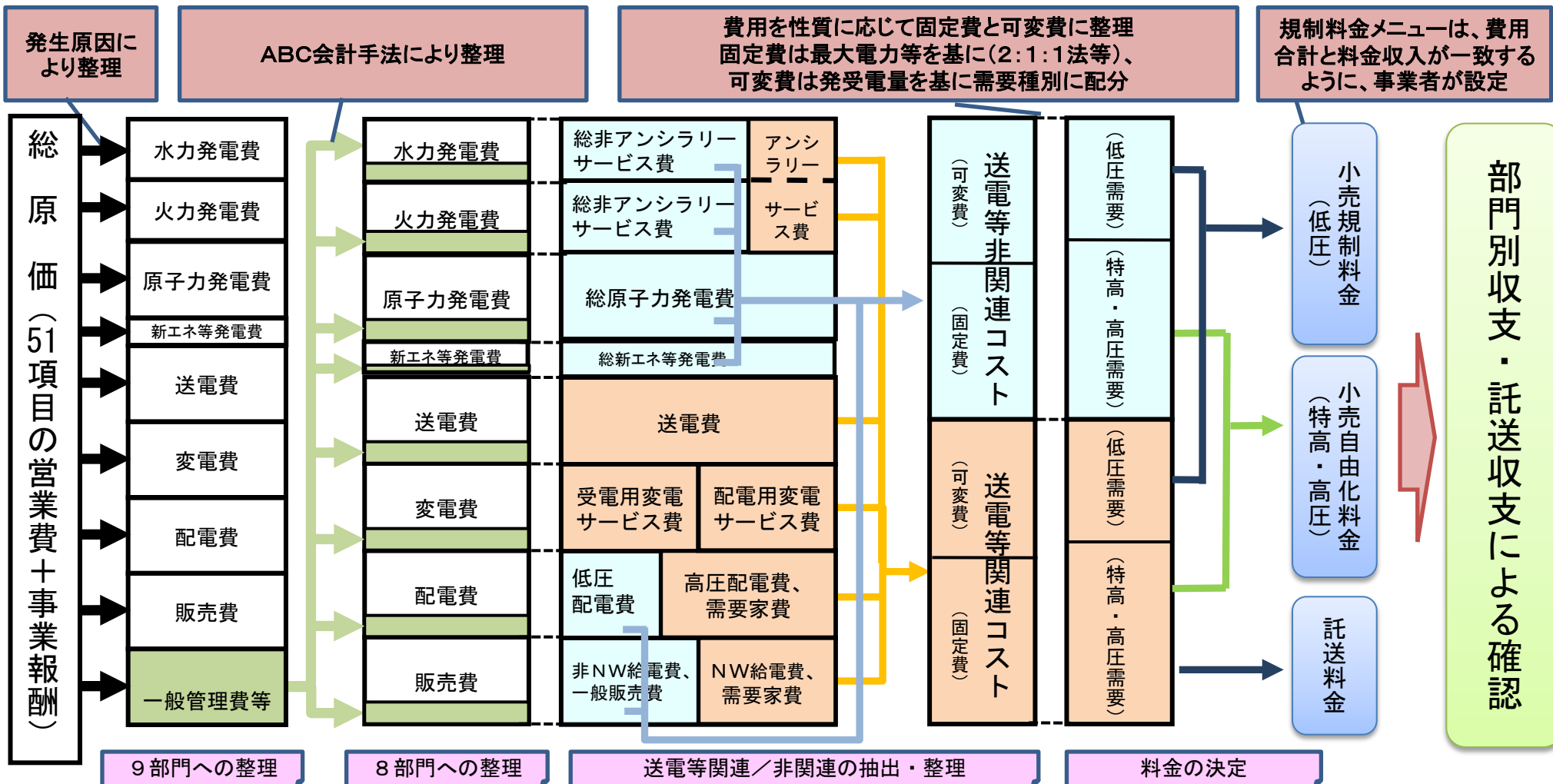
今後も自由化部門への内部補助禁止

(4) 原価算定期間終了後の事後評価(規制部門の電気事業利益率の直近3力年度平均が電力10社の過去10力年度平均を上回る場合)

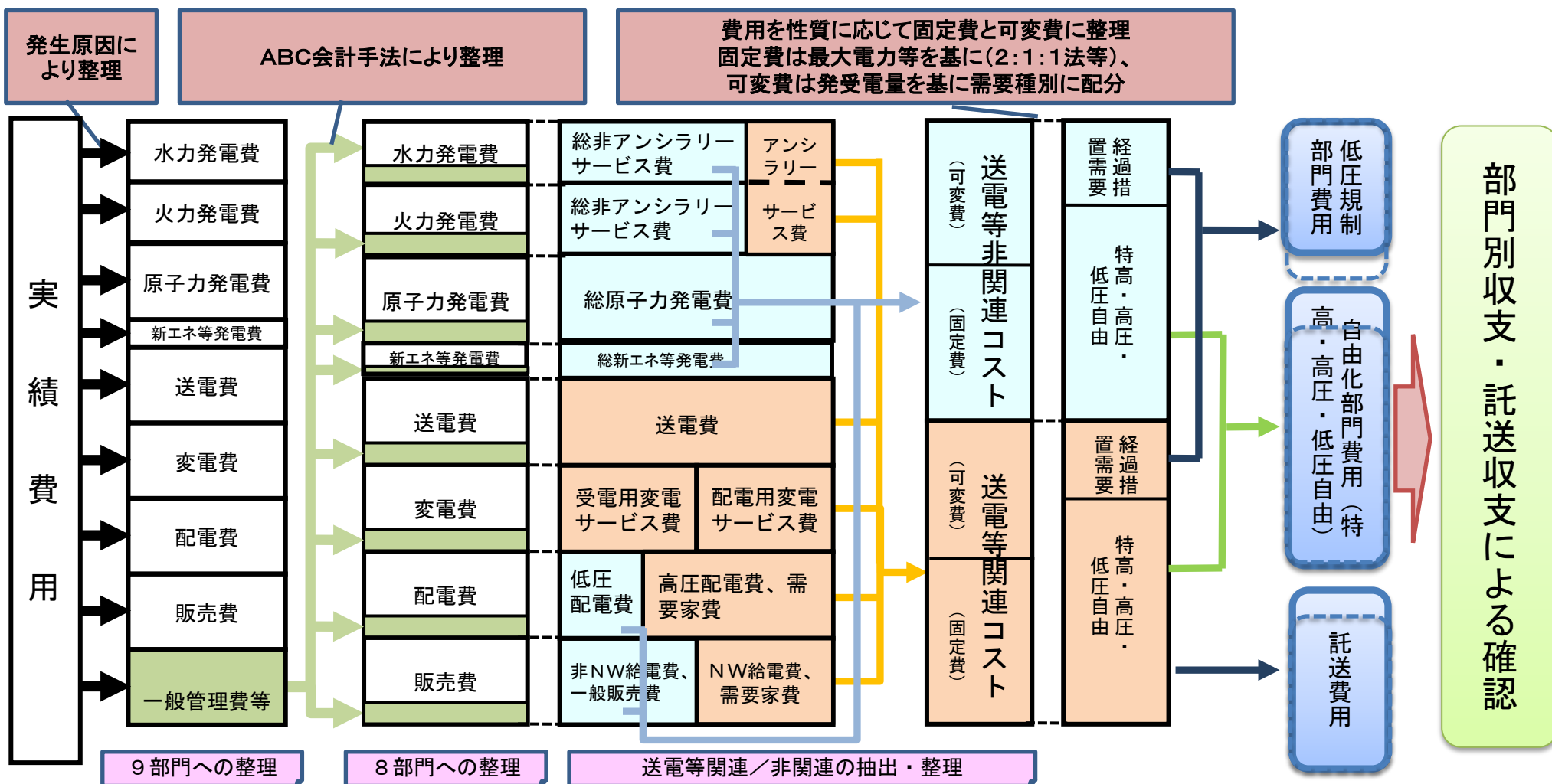


規制部門料金の変更認可申請命令発動を検討

- 算定された総原価は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される。
- 具体的には、①9部門への整理、②一般管理費の発生原因に基づく他部門への整理(ABC会計手法による)、③送電等関連コストと非関連コストへの整理、④各需要種別への整理のプロセス等を経る。

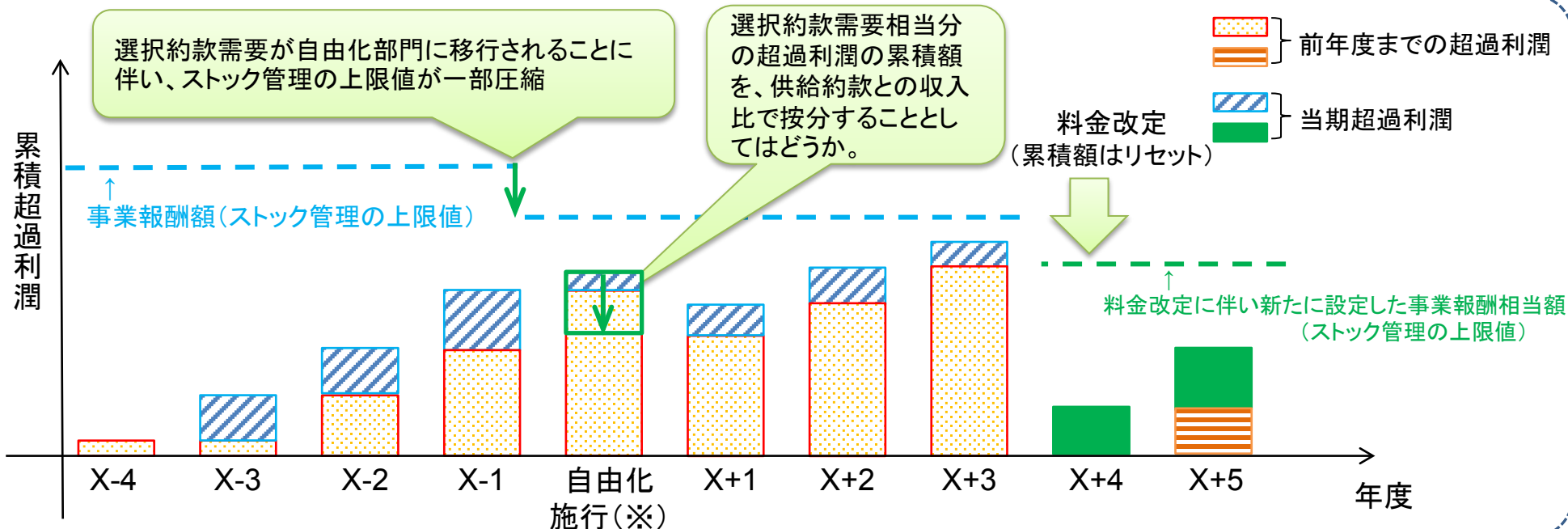


経過措置期間中における特定小売供給料金(規制)は、小売電気事業者(旧一般電気事業者)に対する需要家保護のための規制であることから、これまでのルールを基本としつつ、制度変更に応じた見直しを行い、低圧のうち特定小売供給料金を除く需要については自由化部門として実績費用を配分する。



※上記のフロー図は、法的分離を実施しない会社の実績費用の配賦イメージであり、全面自由化後、1回目の料金改定までの間に限る。

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門の電気事業利益率の直近3ヵ年度平均値が、電力会社10社の過去10ヵ年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤(＝当期純利益－事業報酬)の累積額が事業報酬の額(ストック管理の上限値)を超えているかどうか、変更認可申請命令を発動するに至る基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要に移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門＝特定小売供給部門」における事業報酬相当額をストック管理の上限値とする。この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、現在の供給約款と選択約款との収入比で按分することとしてはどうか。
3. なお、小売全面自由化実施以降、特定小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。



※ここでは、現行の供給約款を特定小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで特定小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

1. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時等に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制部門の評価を実施し、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することが提言されている。
2. 上記②について、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改正した。

従来の事後評価(平成21年8月見直し)

①毎年実施する評価

<事業者による評価>

年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を実施。

<行政における評価>

決算情報等に基づき、規制部門で営業赤字が生じている場合には、その要因や解消の見通し等について評価し、その結果を公表。

※部門別収支は、自由化部門が赤字の場合のみ公表。

②長期間(3年)料金改定がない場合の評価

把握情報等を基に、一般電気事業者の説明の合理性(料金改定の予定がない場合の理由等)を中心に評価した内容について行政が公表。

有識者会議を受けた見直し後の事後評価

①原価算定期間内における評価

- ・事業者が、決算発表時等に、決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗状況等を説明。
- ・部門別収支については、行政及び事業者が常に公表。

②原価算定期間終了後における評価

<事業者による評価>

- ・規制部門における原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について評価。

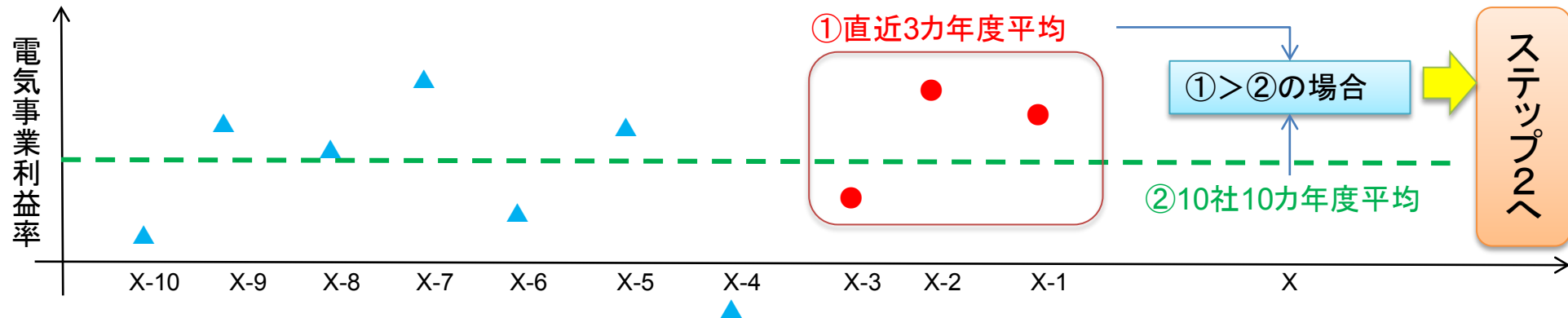
<行政における評価>

- ・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の可否について検討。

対象となる事業者について、原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、変更認可申請命令の発動の要否を検討。

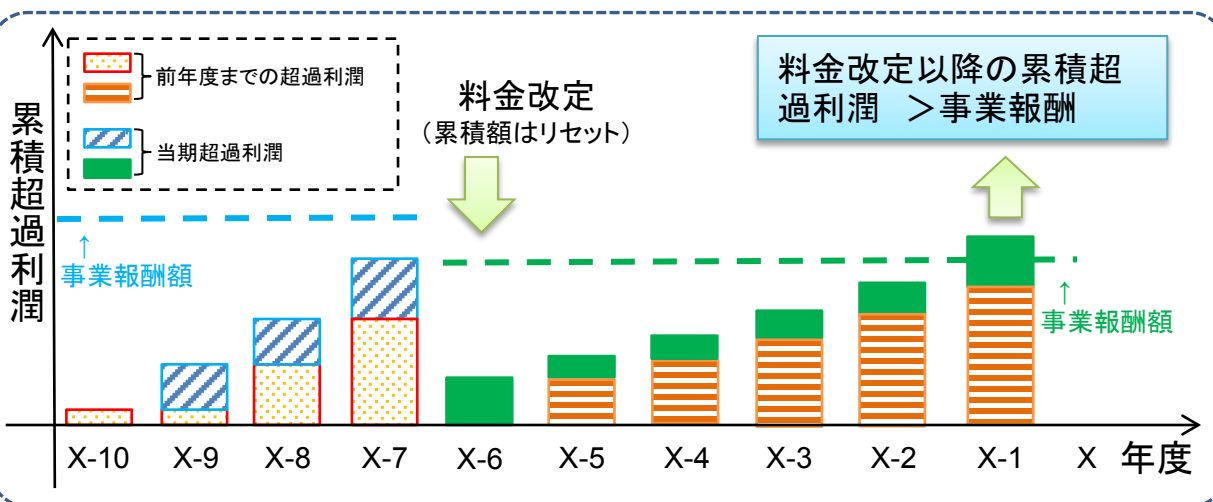
<ステップ1> 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

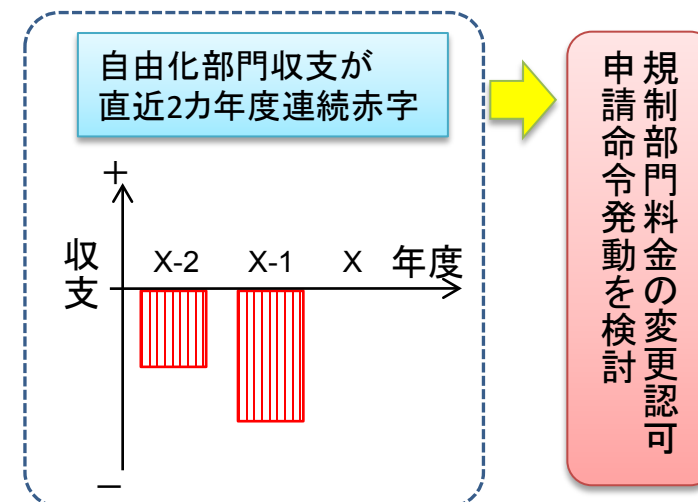


<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤(＝当期純利益－事業報酬)の累積額が事業報酬の額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2カ年度連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



5. 発電事業者に係る論点について

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 (略)

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

論点1.

「自らが維持し、及び運用する」の解釈について

論点2.

「小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業(以下「小売電気事業等」という。)の用に供するための電気を発電する事業」の解釈について

論点3.

「経済産業省令で定める要件」について

論点4.

届け出ることとなる内容について

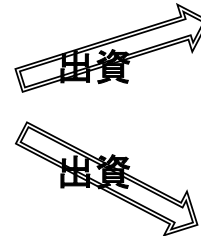
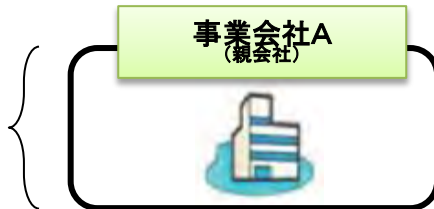
○法第2条第14号においては、発電事業の定義について、「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて～電気を発電する事業」と規定しているところ、「維持・運用」については、必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電気工作物の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば、「自らが維持し、及び運用する」に該当すると解されている。

○このため、例えば、電源の所有及び機器の操作は子会社が担っている一方、日々の発電計画の作成等の意思決定を親会社が行っている場合には親会社が発電事業者として該当することとし、子会社が発電計画の作成等の意思決定も含めて事業活動を行っている場合には子会社が発電事業に該当することとしてはどうか。

○なお、発電事業の届出を行った会社が、公益特権や税法の適用など、各種法令の適用を受けることとなる。

＜事例1＞複数の子会社に出資しているケース

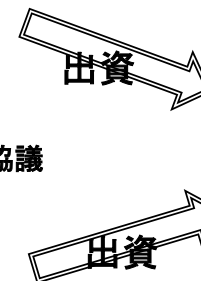
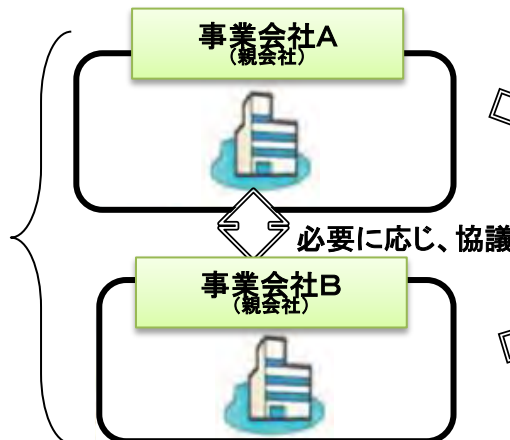
親会社が子会社の発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、親会社が発電事業の届出を行うこととなる。



子会社が発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、それぞれの子会社が発電事業の届出を行うこととなる。

＜事例2＞複数の親会社から出資を受けているケース

出資比率等に応じ、親会社が子会社の発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、それぞれの親会社が発電事業の届出を行うこととなる。



子会社が発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、子会社が発電事業の届出を行うこととなる。

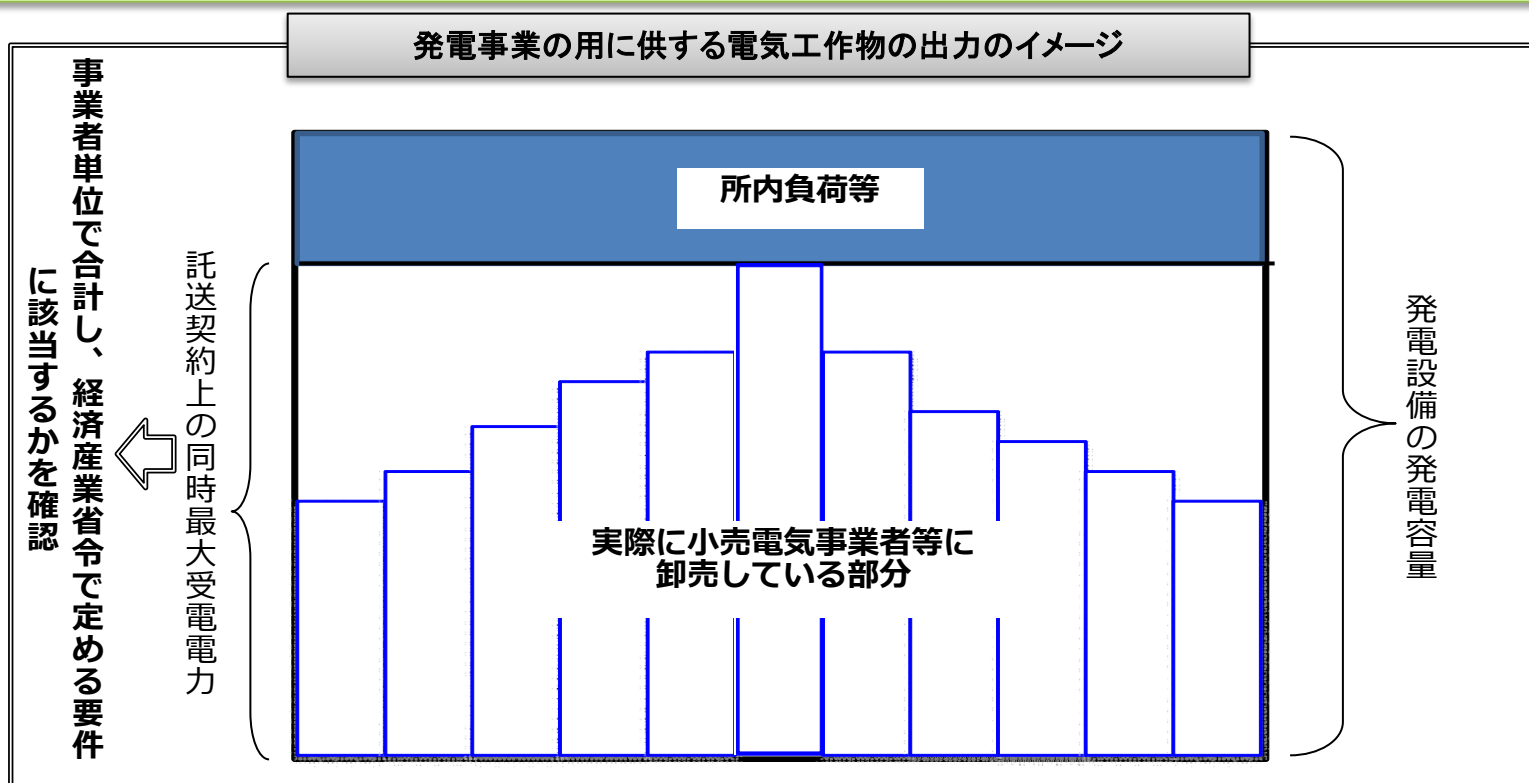
(論点2)「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する事業」の解釈について 27

○発電事業は、「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する事業」であることから、①発電量のすべてを自家消費している場合、②自営線を介した特定供給に用いている場合、③自己託送に用いている場合などについては、発電事業に該当しないこととなる。

○「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する事業」の形態としては以下のケースが想定される。

- ①自社の小売電気事業等の用に供するための電気を発電している場合
- ②小売電気事業者等に相対で売電契約を行っている場合
- ③アグリゲーター等、小売電気事業者等への売電を仲介する事業者へ売電契約を行っている場合
- ④専ら卸電力取引所に拠出するために発電所を運用している場合

○経済産業省令で定める要件に該当するか否かについては、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力(同時に逆潮流可能な電力)の値を、事業者単位で合計した値によって判断することとしてはどうか。



○発電事業は、①多様な事業者の参入による競争の促進により、効率的な電気の供給を図ることが求められること、②供給の相手方に一般家庭等が含まれる小売電気事業と異なり、取引の相手方が電気事業者であることから、小売電気事業や一般送配電事業などとは異なり、参入に当たって厳格な規制を課す必要性に乏しい。

○しかしながら、電気の安定供給に万全を期す観点から、小売電気事業等の用に供する電気を自らの発電設備を用いて発電する事業を行う事業者のうち、「一定規模以上」のものについては、

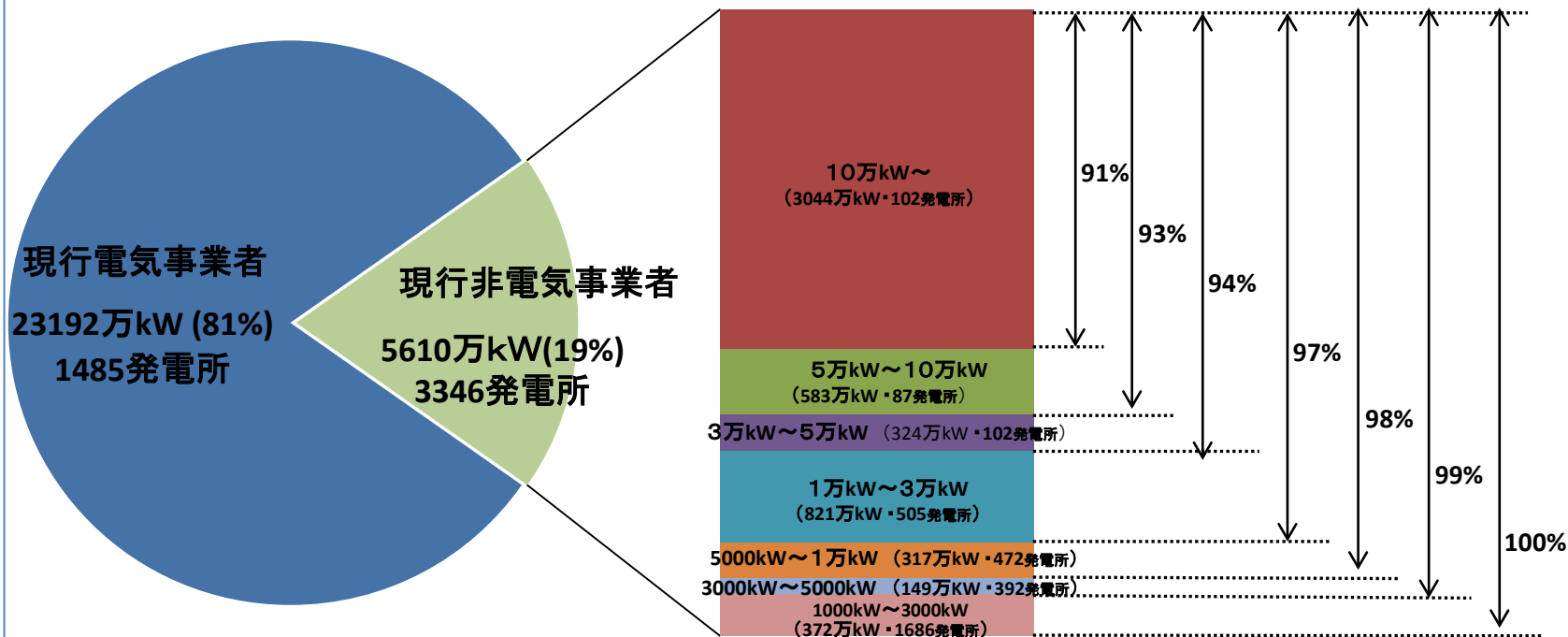
①災害その他の緊急時に発動される供給命令の対象となる者を、国が事前に把握しておく必要があること

②発電設備をどの程度保有し、又は保有する予定があるか、また小売電気事業者等にどれだけの電気を供給することを予定しているか、といった事項等についての計画(供給計画)を定期的に提出させ、我が国全体の電力需給が安定的であるかどうかを国や広域的運営推進機関が確認する必要があること

から、必要最小限の規制として、事業の開始時に届出義務を課すこととしている。

○発電事業への参入促進、電気の安定供給確保の双方の観点から、規模要件をどのように考えるべきか。

現行の電気事業法体系下における各事業者の供給力(kW)

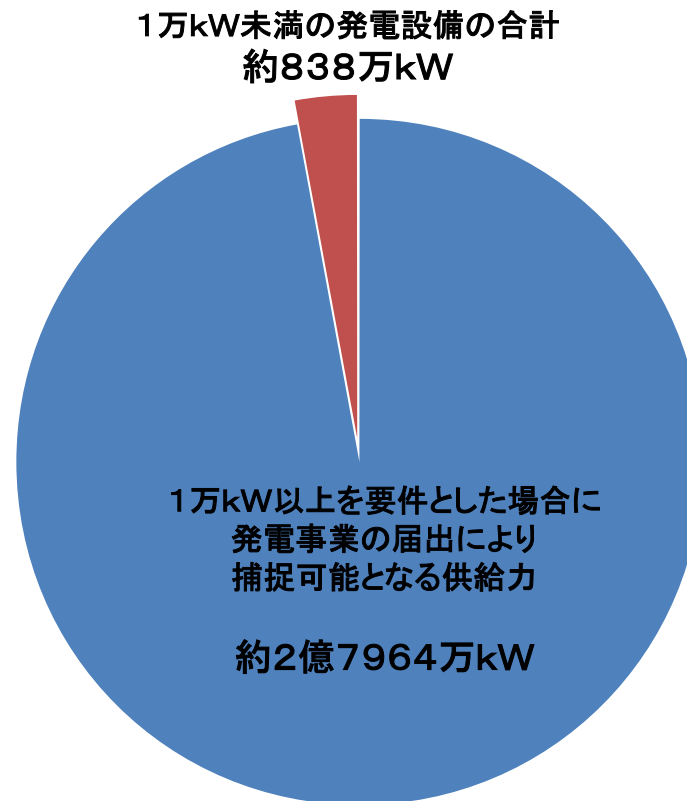


※1: 現在の統計の性質上、我が国の供給力として把握できているのは、1000kW以上の自家用電気工作物のみであるため、実際の我が国全体の供給力とは一致しない。

※2: 現在の統計の性質上、非電気事業者については、発電所単位の捕捉となっているため、事業者単位で捕捉した場合と数字にずれが生じる可能性がある。

○発電事業の一定規模以上の要件については、以下の理由により、「1万kW以上」としてはどうか。

- ①統計上把握しうる我が国の総発電規模(kW)のうち、約97.1%以上を把握し、緊急時の供給命令の対象とできることとなり、電力の安定供給を確保する上で適当であると考えられること。
- ②1万kW以上の発電事業用の電気工作物を維持・運用するためには、相当程度の投資が必要であり、主体的な事業運営を行っている事業者であることが期待されるため、事業者に対し、供給計画の作成等の電気事業法上の一定の義務を課すに当たり適当であると考えられること。



我が国全体の約97.1%を捕捉可能。

出典：電力調査統計等より
資源エネルギー庁作成

- 発電事業の届出を行う際には、改正電気事業法第27条の27において、以下の通り、届出事項が規定されている。
- 第1項第3号に定める「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」については、一定規模以下の発電設備は対象にしないなどの緩和措置も検討すべきではないか。
- 第1項第5号に定める「その他経済産業省令で定める事項」については、
 - ①自家消費の用に供する発電用電気工作物であって、電力系統に連系しているものに関する情報
(当該電気工作物により発電した電気の全てを自家消費の用に供している場合に限る。発電した電気の一部を小売電気事業等の用に供している場合には第1項第3号の「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」として届出を行うこととする。)
→自家消費の用に供している部分については、発電事業用の電気工作物に該当しないが、当該事業者が保有する発電設備の全体については、国として捕捉しておく必要があると考えられるため。
 - ②一般送配電事業者に対し、供給を行うことを約している場合には、相手先の一般送配電事業者及びその供給契約の内容
→一般送配電事業者への供給義務を適切に履行しているか(又はしうるか)を国として把握するため。
を届け出ることとしてはどうか。

改正電気事業法 抜粋

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

○発電事業者になることにより、以下のようなことが求められることとなる。

発電事業者求められること

- ①経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ②供給計画の提出義務(発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務)
- ③一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ④広域的運営推進機関への加入義務

加入に伴い、以下のようなことが必要となる。

- 会費の支払い
- 広域機関からの指示の対象
- 発電計画等の情報提供義務
- 総会(年2回)への出席
- 諸事務手続き

⑤会計整理義務

※具体的な会計整理の内容については、引き続き検討。なお、小規模事業者等については、過度な負担とならないよう一定の配慮を検討。

⑥償却命令の対象

※現在、命令の対象となっているのは、一般電気事業者と卸電気事業者の一部のみであり、通常、償却命令が行われることは想定していない。

- ⑦国への諸届出(事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出)
- ⑧経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象

※なお、発電事業に該当するか否かにかかわらず、システムを利用する場合には、同時同量等のルールに従う必要がある。

6. 特定自家用電気工作物設置者に係る論点について

第1弾改正電気事業法 抜粋

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び卸供給事業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者(第三十一条第三項において「特定自家用電気工作物設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 前項の事項を変更したとき。
- 二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
- 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。
- 四 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

論点1.

「経済産業省令で定める要件」について

論点2.

届け出ることとなる内容について

○特定自家発電設置者の届出義務を電気事業法において規定した理由は、東日本大震災発生時にいわゆる「埋蔵電源」の捕捉・活用が困難を極めたことを踏まえ、電気事業者及び卸供給事業者には該当しない者であって一定規模以上の電源を設置している者に対して、経済産業大臣が供給勧告を行うことを可能とするため。

○このため、特定自家発電の規模要件は可能な限り多くの者が捕捉できるよう定めることが求められるが、他方で自家発電設置者に過度な負担となることのないように留意することが必要。

○上記の要請に鑑み、現在自家発電半期報で捕捉している、電力系統と連系している1000kW以上の発電設備を有する者を、特定自家発電設置者とするかどうか。

現在自家発電半期報で捕捉している供給力

		発電規模 (万kW)	日本全体の供給力に 占める割合(※1)	発電所数
現行非電気事業者		5,610	19.5%	3,346
	うち3000kW以上	5,238	18.2%	1,660
	うち5000kW以上	5,089	17.7%	1,268
	うち1万kW以上	4,772	16.6%	796
	うち3万kW以上	3,951	13.7%	291
	うち5万kW以上	3,627	12.6%	189
	うち10万kW以上	3,044	10.6%	102
日本の供給力の合計		28,802	100%	4,831

※:現在の統計の性質上、我が国の供給力として把握できているのは、1000kW以上の自家用電気工作物のみであるため、実際の我が国全体の供給力とは一致しない。

出典:電力調査統計等より
資源エネルギー庁作成

○特定自家発電設置者は経済産業大臣の供給勧告の対象となることから、発電設備に関する以下のような情報は提出させる必要があるのではないか。

- (ア) 特定自家発電の設置の場所
- (イ) 特定自家発電の原動力の種類
- (ウ) 特定自家発電の周波数及び出力
- (エ) 逆潮流防止装置の有無

※逆潮流防止装置とは、具体的には逆潮流が発生した場合に系統との接続を一時的に断絶させる装置。

第1弾改正電気事業法 抜粋

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び卸供給事業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者(第三十一条第三項において「特定自家用電気工作物設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 前項の事項を変更したとき。
- 二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
- 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。
- 四 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

○特定自家発電設置者になることにより、以下のようなことが求められることとなる。

特定自家発電設置者に求められること

- ①経済産業大臣の供給勧告の対象
- ②国への諸届出(特定自家発電設置時・届出事項変更時等の届出)

※なお、特定自家発電設置者に該当するか否かにかかわらず、系統を利用する場合には、同時同量等のルールに従う必要がある。

※また、現行の電気事業法においても、1000kW以上の自家用発電設備を設置する者は、経済産業大臣からの報告徴収の対象(自家発電半期報の提出)となっており、特定自家発電設置者に該当するか否かにかかわらず、引き続き報告徴収の対象となることとなる。